

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 福島県教職員ストレスチェック事業
- 2 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 契約単価 別に添付する「福島県教職員ストレスチェック事業業務委託事業一覧(単価)」のとおり。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者 福島県 (以下「甲」という。) と受託者 _____
_____ (以下「乙」という。) とは、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。

- 2 仕様書に明示されていないもので重要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
- 3 その他軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、契約の内容に適合しないものを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、債権のうち売掛金債権に限り、本邦内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する場合については、この限りではない。

- 2 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。
- 3 前項の規定により、乙が、委託業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わすときは、乙は、この契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を第三者に課するものとする。

(共同実施者)

第3条 乙は、面接指導を実施する医師等(以下、「共同実施者」という。)を定め、その氏名及びその他必要な事項を書面で面接指導実施の7日前までに甲に通知しなければならない。なお、共同実施者を変更したときも同様とする。

(実施事務従事者)

第4条 乙は、委託業務を主として担当する職員(以下、「実施事務従事者」という。)を定め、その氏名及びその他の必要な事項を書面で契約日から7日以内に甲に通知しなければならない。なお、実施事務従事者を変更したときも同様とする。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(損害の負担)

第6条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(報告及び実施状況の確認)

第7条 乙は、当該受検者に対し第1条により実施し、当該結果等については、次の報告期限までに報告し、その確認を受けなければならない。

- (1) 「福島県教職員ストレスチェック事業業務委託事業（仕様書明細）」に記載のある業務区分「基本調査」、「集団ごとの集計・分析」及び「データ入力・保存（基本調査（定期分の個人評価データ）、定期分の高ストレス者及び評価点数一覧データ、集団ごとの集計・分析データ）」については、12月末までに実施報告すること。
- (2) 業務区分「基本調査（随時分）」、「面接指導の実施」及び「データ入力・保存（基本調査（随時分の個人評価データ）、随時分の高ストレス者及び評価点数一覧データ）」については、3月末（末日が閉庁日（土、日）の場合はその前日）までに実施報告すること。

(委託料の請求)

第8条 甲は前条による確認後、乙から請求に基づきその請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項に請求する金額は、受検者数等に契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた金額を請求するものとする。

(予定数量)

第9条 この契約の予定数量を超えた場合、又は予定数量に満たない場合であってもこの契約期間は同一単価をもって処理するものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、正当な理由なく第8条第1項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、乙は、甲に対してその履行期間の日数に応じ、未履行相当金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に上り財務大臣が決定した率で計算した額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記(その1)「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (4) 乙が解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入

契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(7) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特

に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（代表者変更の届出）

第16条 代表者の名義変更が生じた場合は、これを証する書面を添えて速やかに報告するものとする。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第18条 前条の規定による協議が整わない場合は、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 8年 4月 日

委託者（甲） 住 所 福島市杉妻町2番16号
氏 名 福 島 県
代表者 福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

受託者（乙） 住 所
氏 名
代表者

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

福島県教職員ストレスチェック事業業務委託事業一覧（単価）

業務区分		単価（円）
基本調査	ストレスチェック調査票作成（一般用） 案内文書作成	
	ストレスチェック調査票作成（英文用） 案内文書作成	
	ストレスチェック調査票作成（点字用） 案内文書作成	
	ストレスチェック調査票作成（予備用） 案内文書作成	
	ストレスチェック調査票等の配送	
	ストレスチェック調査票の回収	
	個人のストレス程度の評価・分析及び高ストレス者選定上、 個人結果報告書の作成（一般用）	
	個人のストレス程度の評価・分析及び高ストレス者選定上、 個人結果報告書の作成（英文用）	
	個人のストレス程度の評価・分析及び高ストレス者選定上、 個人結果報告書の作成（点字用）	
	窓口案内文書作成	
	ストレスチェック結果等通知の発送	
面接指導の実施	面接指導申出勧奨	
	医師による面接指導	
集団ごとの集計・ 分析	集団ごとの集計・分析結果の作成	
	集団ごとの集計・分析結果及び解説コメントを各所属へ発送	

注：上記金額に消費税及び地方消費税は含まないものとする。